

起業又は新分野
進出後10年以内の
企業の皆様へ

新規雇用者の人件費と人材育成にかかる費用を 県が負担します！！

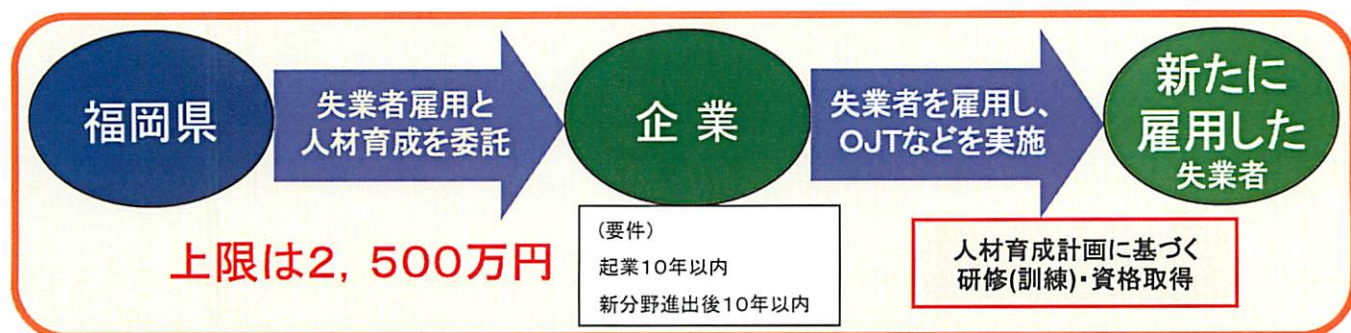
福岡県では、離職を余儀なくされた求職者や未就職卒業者等のために、一時的な雇用・就業機会を創出し、新たに雇用した失業者の人材育成を行い、継続雇用と県内雇用の受け皿の拡大を目指す事業を実施します。

具体的には、県内に本社を有する事業主から事業の提案を募集し、県が選定の上、提案者へ委託して事業を実施します。

～ こんな企業におすすめです ～



- ・事業拡大のために従業員を雇いたい！
- ・新しい事業展開に対応できる人材がほしい！
- ・従業員を雇いたいが、研修費用が準備できない…



さらに、委託事業終了後も委託先企業で、新たに雇用した失業者を正規労働者として引き続き雇用する場合には、1人につき**30万円**の一時金を支給します。

拡大・発展のチャンス

募集期間

平成25年9月20日(金)～10月18日(金) (一次〆切)
～11月20日(水) (二次〆切)

【企画公募説明会】 ※説明会への参加は応募の要件ではありません。

○日時：平成25年10月8日(火) 14:00～

○場所：福岡県吉塚合同庁舎 8階 801会議室

(福岡市博多区吉塚本町13-50)

お申込・お問い合わせ先：まずはお気軽にお問い合わせください。

TEL 092-651-1111 (内線4226、4218、4217) (平日9:00～17:00)
福岡県福祉労働部労働局 労働政策課 企画調整係

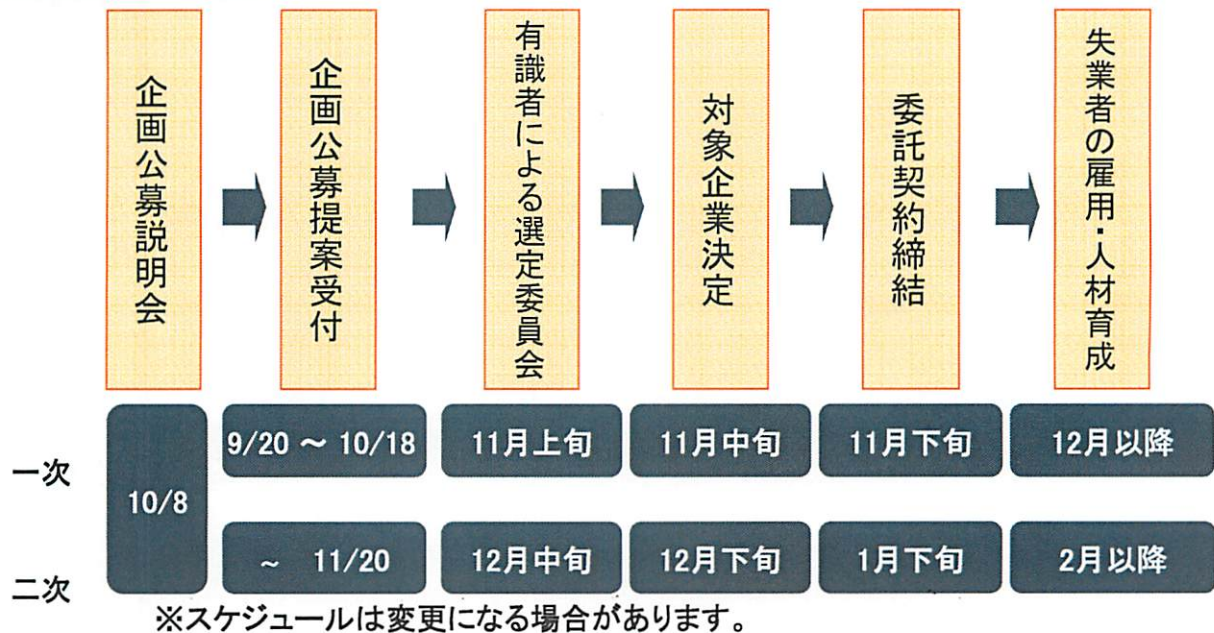
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

FAX : 092-643-3588

メール : rosei@pref.fukuoka.lg.jp



事業の流れ



応募するには

新たに雇用する失業者の業務内容や人材育成計画等を応募書類に記入し、県に提出してください。有識者による選考のための審査があります(詳細は下記を参照してください)。

< 応募に当たっての要件等 >

1	対象となる企業は？	<p>・起業又は新分野進出から10年以内で、起業時から現在までの本社所在地が福岡県内にある企業です。新分野進出企業は、登記簿の「目的」の追加や定款に新たに事業が追加されたこと等が確認できる場合が対象になります。</p> <p>※「企業」には、個人事業主やNPO法人なども含みます。 その他にも、「県税を滞納していない」等の要件があります。</p>
2	新たに雇用する「失業者」とは？	<p>・失業中の方及び学校卒業後未就職の方が対象です。<u>年齢は問いません</u>。事業終了後の継続雇用につながるよう、自社の状況に合わせた業務内容や人材育成計画としてください。</p> <p>・求人を行う際には、ハローワークや自社ホームページを利用するなど、公開で行う必要があります。</p>
3	委託期間は？	<p>平成25年12月以降～最長平成27年2月28日</p> <p>< 雇用期間は12か月以内で平成26年3月末までに失業者の雇用が開始されていることが要件となります ></p>
4	県が負担する金額の上限は？	<p>・1件あたり最高2,500万円です。※選定は1事業者につき1件です。</p> <p>・県が負担する金額のうち、新たに雇用する失業者の人件費を5割以上とすることが要件です。</p>
5	対象となる企業の数	<p>約100社程度を予定しています。</p> <p>※予算の範囲内で採択するため、これよりも少ない数になる場合があります。 なお、一次募集において採択額が予算額に達した場合、二次採択は行いません。</p>

※ 詳細については、募集要項を参照してください。

募集要項は、福岡県ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f14/sougyoukigyou.html>

本事業の実施は、福岡県平成25年9月補正予算の成立が条件となります。